

学校法人奈良学園 教員採用選考試験募集要項

1. 奈良学園が求める教員について

教育の成果は、教育内容・施設・設備・教員等によって左右されます。中でも教員の影響力は極めて大きいと考えます。本学園では次のような教員を求めています。

- (1) 一人ひとりの生徒と真剣にふれあい、その言葉、表情、態度や心の変化を的確にとらえ、個に応じて、適切に導くことのできる教員
- (2) 本学園が目指す教育を理解し、情熱を持ってそれに取り組み、高い専門性を有する教員
- (3) 教育活動を進めるにあたっては、他の教職員と協力・協調して、職務を遂行できる教員
- (4) 学校教育の場に I C T (情報通信技術) を活用できる教員。または、I C T の活用を積極的に取り組むことができる教員

2. 募集校・募集教科・募集人員について

募集校（勤務予定校）＊	募集教科	募集人員
奈良文化高等学校	英語	1 名
奈良学園中学校・高等学校	理科（物理）	1 名
奈良学園中学校・高等学校	理科（化学）	1 名
奈良学園中学校・高等学校	英語	2 名
奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校	数学	1 名
奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校	英語	1 名

＊採用後、将来的に勤務校を変更（人事異動）する場合があります。

3. 採用職位

教諭又は常勤講師

4. 応募資格

- (1) 中学校・高等学校教諭又は常勤講師志望者

募集教科の中学校及び高等学校両方の教員免許所持者又は令和 9 年 3 月末教員免許取得見込者

＊奈良文化高等学校は、募集教科の高等学校のみの教員免許所持者又は令和 9 年 3 月末取得見込者であっても応募可能

5. 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

6. 給与条件等

本学園規定による。（経歴及び経験にもとづき決定）

7. 選考試験の内容

(1) 書類選考

選考結果は、令和8年8月3日（月）以降、郵送にて通知いたします。

(2) 第一次選考試験〔筆記試験（小論文を含む）〕《書類選考合格者》

令和8年8月16日（日）

選考試験結果は、令和8年8月20日（木）以降、郵送にて通知いたします。

(3) 第二次選考試験〔模擬授業等及び個人面接〕《第一次選考試験合格者》

令和8年8月30日（日）で実施

選考試験結果は、令和8年9月3（木）以降、郵送にて通知いたします。

(4) 第三次選考試験〔個人面接〕《第二次選考試験合格者》

令和8年9月13日（日）で実施

※第三次試験のみ所定の要件を満たす場合に限りオンライン受験が可能です。

8. 選考試験会場（第一次選考試験）

学校法人奈良学園 奈良学園大学（奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1）

9. 応募書類

(1) 履歴書

（厚生労働省履歴書様式、写真貼付、Eメールアドレス及び募集校・募集教科を必ず明記）

(2) 職務経歴書（既卒者のみ）

(3) 最終学校卒業証書（写）又は卒業（見込）証明書

成績証明書（新卒者のみ）

教員免許状（写）又は教員免許取得（見込）証明書

(4) その他書類（以下の要件に該当する場合に必ず作成し提出してください。）

① 刑事罰（道路交通法違反のうち、交通反則通告制度の適用を受けるものを除く）や懲戒処分等（ハラスメント、研究費不正等）を受けた場合には、その詳細を別紙（任意様式）に記載してください。

② 過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を別紙（任意様式）に記載してください。

③ 特定性犯罪前科がある場合、特定性犯罪に関する記録（別紙をご確認ください）

※ 募集校、募集教科の重複応募はできません。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、提出された個人情報については今回の採用にのみ利用いたします。

10. 応募方法・締切

『9. 応募書類』を『11. 応募書類送付先』へ郵送してください。

応募書類締切日：令和8年7月31日（金）必着

※ 郵送のみ受付いたします。

11. 応募書類送付先・お問い合わせ先

〒631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1

学校法人 奈良学園 法人本部総務部人事課 教員採用係

TEL (0742) 93-5105（人事課直通）

[illegible]

- ①近鉄けいはんな線「学研奈良登美ヶ丘駅」下車徒歩１５分
②近鉄奈良線「学園前駅」下車
奈良交通バス 「中登美ヶ丘四丁目」下車徒歩３分
奈良交通バス 「北登美ヶ丘一丁目」下車徒歩１０分
③近鉄京都線「高の原駅」下車
奈良交通バス 「北登美ヶ丘一丁目」下車徒歩１０分

◎ 教員採用選考試験応募者への確認事項について

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下段参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

（定義）

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。